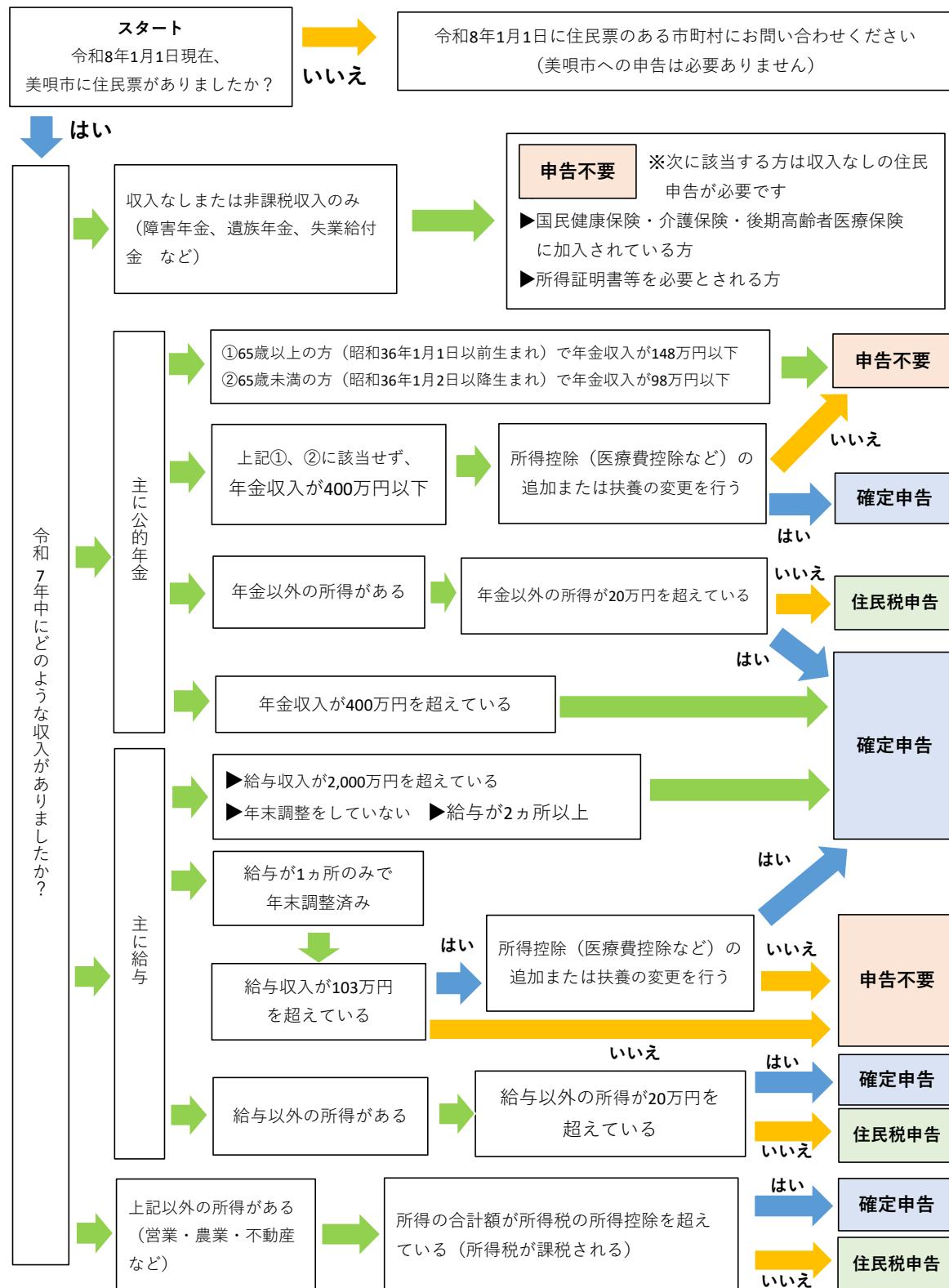


## "あなたは確定申告が必要?" フローチャートでチェック!

以下のフローチャートを参考に、どのような申告が必要か確認してみましょう。



**市役所で作成  
できない申告**

- 以下に該当する方はご自身で申告書を作成し市または税務署へ持ち込むか、税務署で申告を行ってください。（市への持ち込みの場合、内容確認はいたしません。）
- ▶青色申告
  - ▶消費税、贈与税、相続税の申告
  - ▶土地や建物、株式等の売却
  - ▶先物取引に関する申告
  - ▶農業所得、山林所得
  - ▶住宅借入金特別控除の申告
  - ▶営業所得、不動産所得（毎年、所得税が課税されていない方を除く）

<判定結果>

申告の種類	申告場所	
<b>確定申告</b> 国税である 所得税の申告	市役所 税務署 電子申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>確定申告をした場合、住民税申告は必要ありません。</li> <li>所得税に影響がない場合は住民税申告に切り替わることがあります。</li> <li><b>令和6年分以前の申告は市役所で受け付けできません。</b></li> </ul>
<b>住民税申告</b> 地方税である 住民税（市・ 道民税）の申告	市役所	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得税に影響がある場合は確定申告が必要になります。</li> <li>公的年金・給与以外の所得がある場合は金額の大小に関わらず、原則住民税申告が必要です（<b>所得税では、金額によって確定申告が不要になる制度がありますが、住民税には金額による申告不要制度はありません</b>）。</li> <li>収入なしの住民税申告をされる場合、確定申告期間中は市役所の申告会場前に申告用紙を配置しておりますので、必要事項をご記入の上、市役所1階税務課窓口に提出してください。</li> </ul>
<b>申告不要</b>	—	申告の必要はありません。 ただし、所得税が源泉徴収されており還付を希望される場合は確定申告が必要です。